

日光市小規模工事等契約希望者登録要領

1 小規模工事等契約希望者登録とは

- (1) 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕及び物品・役務関係でその内容が軽易で、且つ履行の確保が容易な1回の契約金額50万円以内のものです。
- (2) 登録申請をした方は、登録名簿に登録され、市が小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となります。しかし、指名や契約を約束するものではありません。
- (3) 契約方法は、原則として複数の指名業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積りに指名されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡をお願いします。
- (3) 請け負った工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負(丸投げ)及び市が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は自ら施工(履行)できる業種を記載してください。
- (4) 契約の履行は、日光市財務規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行してください。

2 登録できる方

日光市内に主たる事業所(本社、本店)又は住所(住民登録)を有する方とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 精神の機能の障がいにより契約締結を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (3) 市税を完納していない方
- (4) 小規模工事においては希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方
- (5) 平成31・32年度(令和元・2年度)日光市入札参加資格者名簿に登録している方
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は密接関係者である方

3 登録できる業種

- (1) 登録できる業種は、建設業法で定めている業種で、5種類までです。
- (2) 日光市水道事業の「指定給水装置工事事業者」及び日光市下水道事業の

「排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

- (3) 物品・役務関係については、別紙一覧表より主たる品目を選択してください。

4 申請書類

- (1) 日光市小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)
- (2) 希望業種一覧表(その他の業務委託、物品・役務の提供関係)
- (3) 市税の納付状況に関する確認の同意書(又は市税完納確認書)
- (4) 誓約書

5 登録有効期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)

6 登録内容の変更

登録申請した後に、申請事項に変更を生じた場合又は休業又は廃業した場合は、その旨を契約検査課まで届けてください。

7 定期受付期間及び申請方法

令和2年1月20日(月)～令和2年2月25日(火)

(土・日曜・祝祭日を除く)

郵送を原則とします。なお宅配便なども可能です。

8 申請先

日光市役所 財務部 契約検査課(本庁舎3階)

〒321-1292 日光市今市本町1番地 Tel (0288) 21-5134(直通)

☆受付票の受取りを希望される方(希望者のみ)は、返信用封筒(宛先を記入し84円切手を貼ったものを同封してください)
返信用封筒が同封されていない場合、受付票はお送りしませんのでご注意ください。

9 申請用紙等の入手方法

日光市のホームページ(<http://www.city.nikko.lg.jp>)の「事業者の方へ→入札・契約・検査→業者登録(入札参加資格審査申請)」からも入手できます。